

生活保護費の不正受給に対する市の対応について

〔不正受給とは？〕

生活保護制度は、生活に困窮している方の最低限度の生活を保障すること及び自立を助長することを目的としており、被生活保護世帯に収入があったときや世帯員の増減があったときなど、生活上の変化があったときは、速やかに市(福祉事務所)に届け出なければなりません。しかしながら、事実と異なる申請や不正な手段を使って保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

本市では、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するためにも、不正受給に対して次のとおり厳正に対処しています。

- 不正受給の未然防止・早期発見のため、被生活保護者への収入申告の徹底及び関係機関への調査を実施します。
- 不正受給が発覚した場合は、法令等に基づき速やかに不正受給額の返還を求めます。
- 特に悪質な事案については、市(福祉事務所)に配置している警察官OB職員の専門的な見地から調査・検討を行い、伊東警察署と連携を図り刑事告発を視野に入れ厳格に対応し、生活保護制度に対する市民の皆様の信頼確保に努めます。